

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 宝窓使－7
- 2 案件名 戸籍総合システムソフトウェア賃貸借に関する契約（令和4年2月・3月分）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号  
社名：富士フィルムシステムサービス株式会社  
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
戸籍総合システムのソフトウェアは、現在稼働中の住民基本台帳システム、コンビニ交付システム及び住民基本台帳ネットワークシステムと密接に連携しており、既に連携のための改修が行われている上記相手方のソフトウェアを引き続き選定しなければ、安定して業務を継続することが困難になる。  
また、同ソフトウェアの著作権を保有しているのは上記相手方のみであることから、随意契約を締結するものである。
- 7 問い合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2472

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 宝窓使－9
- 2 案件名 令和3年度 クラウド型コンビニ交付サービス利用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）2月1日から令和9年（2027年）1月31日まで

5 契約相手方

住所：大阪市西区土佐堀2丁目2番17号  
社名：富士ファイルシステムサービス株式会社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

コンビニ交付システムは、現在稼働中の住民基本台帳システム、戸籍システムと密接に連携しており、今回の更新において、自庁設置型からクラウド型に移行し、課税証明書と戸籍附票を追加するが、現在発行している証明書のために既に住民基本台帳システム、戸籍システムとの連携のための改修が行われており、税システムとの連携実績もある上記相手方のソフトウェアを引き続き選定しなければ、安定して業務を継続することが困難になる。

また、同ソフトウェアの著作権を保有しているのは上記相手方のみであることから、随意契約を締結するものである。

7. 問合わせ先

課名：窓口サービス課

内線：2472

課名：市民税課

内線：2445

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－9
- 2 案件名 令和3年度福祉医療システム改修対応業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市中央区本町2丁目5番7号  
社名：株式会社アイネス 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該委託業務は、現在本市が使用している福祉医療システムの機能改修を行う業務委託です。  
本市が使用している福祉医療システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの改修については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の福祉医療システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 問合わせ先  
課名： 医療助成課 内線：2492

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－4
- 2 案件名 宝塚市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム開発等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)9月30日まで
- 5 契約相手方 住所：兵庫県神戸市中央区東町126（神戸シルクセンタービル）  
社名：日本電気株式会社 神戸支社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号及び5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

### (指定理由)

上記事業者は本市住基システムの構築、運用保守事業者であることから、今回構築する給付金システムで必須となる住基データの成り立ちを熟知しており、前回の特別定額給付金も上記事業者へ委託している。また、今回の給付金については、前回の特別定額給付金事務の口座情報が活用できるため、同事業所に委託することで、迅速な業務遂行が可能である。こうした事業者は上記事業者のほかはない。

当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援として10万円を給付する事業に必要なシステムの開発であり、一刻も早く実施する必要があることから、上記事業者と特名随意契約を締結する。

### 7 問い合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2861

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－5
- 2 案件名 宝塚市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書印字及び封入封緘業務委託
- 3 納品場所 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所
- 4 履行期間 契約日 ～ 令和4年(2022年) 2月28日(月)まで
- 5 契約相手方 住所：大阪府豊中市蛸池2丁目2番1号  
社名：株式会社広濟堂ネクスト

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該業務は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援として住民税非課税世帯等につき10万円を給付する事業に必要な確認書の印字、封筒への封入封緘業務であり、一刻も早く実施する必要がある。

上記事業者は特別定額給付金の際にシステム業者と連携し同業務を担っていた。当該事業も同じシステム業者を予定しており、上記事業者が確認書の印字日程が短く、早期の成果物納入が可能であったため、特名随意契約を締結する。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2862

## 特名随意契約の理由書

- 1 物件名 宝塚市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書及び封筒の印刷製本
- 2 納品場所 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所
- 3 履行期間 契約日 ～ 令和4年(2022年) 2月28日(月)まで
- 4 契約相手方 住所：大阪府豊中市蛸池2丁目2番1号  
社名：株式会社広済堂ネクスト

### 5 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

#### (指定理由)

当該業務は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援として住民税非課税世帯等につき10万円を給付する事業に必要な確認書及び封筒の印刷、作成業務であり、一刻も早く実施する必要がある。

上記事業者は特別定額給付金の際にシステム業者と連携し同業務を担っていた。当該事業も同じシステム業者を予定しており、上記事業者が印刷に取り掛かるまでの校正日程が短く、早期の成果物納入が可能であったため、特名随意契約を締結する。

### 6 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2862

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 8 - 2
- 2 案件名 共通設備等点検整備委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和 4 年(2 0 2 2)年 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 2 0 号 三菱重工大阪ビル  
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項  2  号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

### (指定理由)

当該機器は本市施設専用に設計されたプラント設備であり、点検整備にあたっては、プラントの性能、仕様、機能を熟知し、同形式プラントの点検整備を行った経験等のノウハウを生かす必要があります。

また、施設自体が古く、点検整備時に追加整備が必要な場合も多く、限られた停止期間内に部品を調達し、完全な整備を行うことができるのは設備の設計建設を行ったプラント製造業者のメンテナンス会社しかありません。

以上のことから当該焼却炉を設計建設した三菱重工業株式会社のメンテナンス会社で当施設を含め多数の整備実績のある三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との特名随意契約を行う。

7. 問い合わせ先  
課名： 管理課

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 議会総務－2
- 2 案件名 宝塚市議会議場無線LAN環境構築業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結の日から令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：NECフィールドディング株式会社関西支社神戸支店

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

### (指定理由)

当案件は、議会エリア（議員控室、委員会室等）に設置されている既設の無線LANのアクセスポイントを議場に増設する形で、議場内の無線LAN環境を整備しようとするものです。

業務の実施に際しては、パイプスペース内に設置された既設無線LAN用のPoEスイッチの増設作業等が必要であることから、既設部分の環境について熟知していることが必須となります。

また、今回の業務実施後は、既設部分を含む全体を一つのシステムとして全アクセスポイント及び周辺機器の一体管理及び保守を実施する必要があるため、既設の無線LAN環境の設置を行った上記相手方と随意契約を行うものです。

- 7 問い合わせ先 議会事務局 総務課 内線：2094